

長寿の村、上野原市桐原地区で スーパーふード「キヌア」の収穫体験

山梨県 関係人口創出モデル事業ツアーノ.3

山梨県は、令和元年度、総務省のモデル事業の採択を受け、ふるさと納税を活用している自治体事業の現場を視察し、地域で活躍している地域住民等と交流し、地域貢献や地域づくり活動への関心を深めてもらうバスツアーを実施します。東京圏に住まいの山梨県出身の皆様や、山梨県に興味ある皆様など是非ご参加下さい。

コースNo.3 上野原市（桐原地区）

期日：令和元年11月10日（日）

参加費：3,000円 *上野原市お土産・プレゼント付き

【参加費に含まれるもの】

ツアーバス代、昼食代、案内料、体験料、
保険料、その他諸経費

【参加費に含まれないもの】

集合場所までの交通費、等

集合場所：JR新宿駅西口 9番出口付近

集合時間：午前8時20分

募集人員：10名様（最小催行人員7名）

募集締切：11/5（火）但し、定員になり次第受付終了

服装・持ち物：動きやすい服装、天候により
雨具（カッパ等）をご用意ください。

*添乗員が同行します。



キヌアとは・・・

キヌアは南米原産の雑穀類で低カロリーで
ありながら、ビタミン、ミネラルが豊富な
まさにスーパーふードです。

海外セレブたちが美容や健康維持を目的に
取り入れ、注目されている食材です。

行程 11月10日（日）

新宿（8：30）⇒ 桐原地区

- ・事業者による説明会（「キヌア」の特産品化に関する事業説明）
 - ・昼食
 - ・キヌアの収穫体験
 - ・地域住民や農業法人との交流会（キヌア特産品の試食も）
- ⇒ 新宿（18：00頃）

*お電話でのお申込みは

お申込み専用ダイヤル
055-231-2230

お申込み営業時間
9:00～17:00(平日のみ)

参加の方へは、出発前までに最終のご案内をさせていただきます。

お申し込み方法

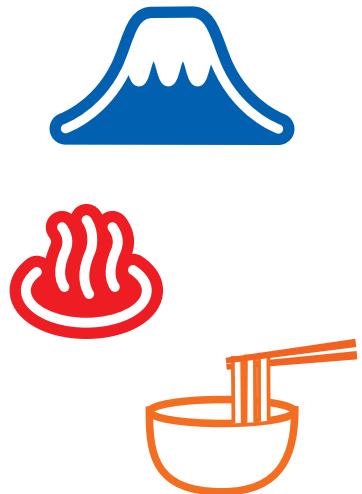
お電話、または下記申込書にご記入のうえFAXまたは郵送で
(公社)やまなし観光推進機構あてに送付してください。

「関係人口創出モデル事業ツアー」参加申込書

希望コースNo. **3 上野原市 (権原)**

フリガナ 氏名	性別	年齢
代表者	男・女	才 ()
	男・女	才 ()

代表者住所 〒

緊急連絡先
携帯電話

お支払い方法：お電話、FAX、郵送の場合は振込み
山梨中央銀行 県庁支店 普通670860
口座名 (公社)やまなし観光推進機構

予約ダイヤル **055-231-2230** (営業時間 平日 9:00~17:00)FAX **055-221-3040**

郵送先 (公社)やまなし観光推進機構 400-0031 山梨県甲府市丸の内1-6-1山梨県庁別館2階

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

・募集企画旅行取引条件説明書面(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書面(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表とする確定書面によります。

・お申し込み

(1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みになります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3)a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、そのままお申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置にかかる費用は旅行者の負担とします。

・旅行代金

(4)子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に適用します。

・旅行契約内容・代金の変更

(5)当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

・取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

解除の時期 * ()内は日帰り商品の場合	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日(11日)以前	いただけません
旅行出発日の前日から起算して20日(10日)前まで	旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行出発日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

[主催]山梨県総合政策部地域創生・人口対策課

国内旅行傷害保険加入のおすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

旅行企画・実施

お問い合わせ・お申し込み

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

(公社)やまなし観光推進機構 / 富士の国やまなし旅センター

住 所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2F

電話番号 055-231-2722 FAX 055-221-3040

E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡 美広
担当 山田邦明